

空き店舗等を利活用して新店舗をオープンした事業者に、改修費等の一部を補助します！

湖西市スタートアップ等創業支援補助金 (空き店舗等利活用出店事業)



▶ 補助対象者

次の①、②を満たす事業者が対象となります。

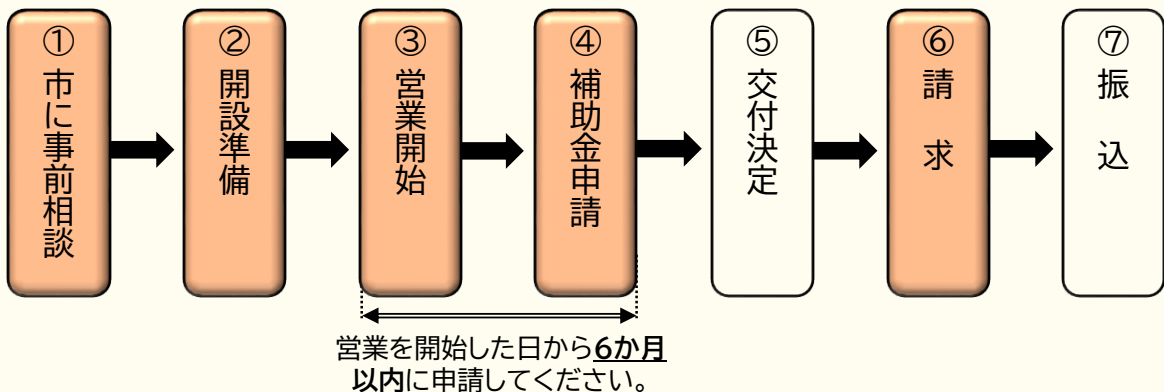
- ① 空き店舗等を利活用して営業する業種が、裏面の別表第1に掲げるもの
- ② 週3日以上営業するもの

▶ 補助対象経費

店舗等の開設に係る経費のうち、次に掲げるものが対象となります。 ※1店舗につき1回まで

No.	対象対象経費	
1	設備備品費	設備備品(取得価格10万円以上)を購入する場合に要する経費
2	賃借料	施設及び土地を借り上げるために要する経費(契約時に一括して前払いするものに限る。)
3	店舗改修費	店舗内外装の改修に要する経費

▶ 申請の流れ



▶ その他

- ・現に市内で営業する店舗等を空き店舗等に移転する場合は、補助の対象になりません。
- ・市の他の助成を受けている経費は、補助の対象になりません。
- ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する場合は、補助の対象になりません。
- ・法令に違反する店舗等は、補助の対象になりません。

補助金額 最大50万円または100万円

※開設する区域によって異なります。
(補助対象経費の1/2以内)

補助制度の詳細、
申請様式はこちら



別表第1(第4条関係)
対象業種一覧

大分類	小分類
小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
飲食サービス業	飲食店
	持ち帰り飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業
	娯楽業
教育・学習支援業	その他の教育・学習支援業
情報通信業	通信業
	放送業
	インターネット付随サービス業
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業
	技術サービス業
	広告業
製造業	本社としての業務(本市に本社を設置していない事業者にあつては、企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う業務)

(注)対象業種は、統計法 平成 19 年法律第 53 号 第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に準拠する。



【お問い合わせ先】
〒431-0492 湖西市吉美3268 湖西市産業振興課 商工労政係
TEL: 053-576-1215 E-mail: sangyou@city.kosai.lg.jp